

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：令和4年7月5日（令和4年（独個）諮問第5017号）

答申日：令和4年10月17日（令和4年度（独個）答申第5017号）

事件名：本人の子の災害に係る災害共済給付審査資料の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書16（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年5月10日付け令4日ス振総第19号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人が特定又は推測されるおそれがあると考えられる一部の記載及び資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

「当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況及び欠席状況」の人数については個人を特定しうる情報は含まれておらず、個人情報に該当しないため。

① 特定小学校 特定感染症感染状況 特定日J内の「特定感染症感染児童数」など氏名を除く人数の箇所全て。

② 特別支援学級 特定組 特定期間Aの氏名を除く日々欠席数。

※ 学校関係者の氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報は不要です

(2) 意見書

センター様は感染経路の搜索を懸念されておりますが、感染経路につきましては担任の特定教諭、御本人が「私が特定感染症Aを感染させ

た。」と特定日Kに本人から説明がございましたので感染経路の検索は必要ありませんし行いません。

私は我が子が通っていた当時の学校の状況が知りたいだけです。

感染経路検索の必要がない理由

(略)

感染症については基礎疾患や病歴などの前提条件が病状に大きく影響を及ぼす事がございますが災害報告書には何も記載されておらず、特定学年Aの時の出席状況、出席時間、通院状況、同様に特定学年Bの時の出席状況、出席時間、通院状況についても御確認いただければと存じます。

(略)

上記内容につきましては災害報告書には記載されていませんし、災害発生が休憩時間と記載され、その他参考となる事項につきましては保護者が強く要望した、と記載されていることなど、事実と異なる点が多々ございます。

また災害報告書には保護者の意向も正しく反映されていない事もあり、センター様にどのようにして連絡すべきか苦慮していますので対応方法について御教示いただけると幸いです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年11月30日付け（令和4年4月11日接受）※で、センターに対し、法13条1項及び2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

※ 請求日から接受日までに4か月程度要しているが、これは、請求人から請求に係る必要書類（住民票の写し）が提出されなかったためである。

(2) これに対してセンターは、法18条1項の規定に基づき、令和4年5月10日付け令4日ス振総第19号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、これを不服として、審査請求人がその不開示決定箇所の開示を求めて、令和4年5月30日付け（同年6月1日接受）で本件審査請求を提起したものである。

なお、原処分については、令和3年11月30日付け開示請求に対する開示決定等であることから、令和4年4月1日改正前の法を適用している。

2 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、特定の学校で発生した災害について、センターが行った災害共済給付に係る審査資料の開示を求められたものであり、センターは、学校の設置者から提出された申請書類及び給付の判定に必要な書類等

一式を本件開示請求の対象文書として特定した。具体的には、別紙に掲げる各文書である。

災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）15条1項7号に規定される災害共済給付は、センター法16条に基づくセンターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）につき、当該児童生徒等の保護者等に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給をいう。）を行い、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものである。その運営に要する経費については、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担することとなっている。

災害共済給付の請求は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「センター法施行令」という。）4条1項の規定により、原則として学校の設置者が支払請求書をセンターへ提出して行うこととされている。センターは、災害共済給付の支給に当たり、センター法施行令3条に定める災害共済給付の給付基準及びセンター法施行令5条に定める学校の管理下における災害の範囲に当たるかどうかを判断している。

センターにおける災害共済給付は、学校の管理下において災害が発生したという事実に基づいて、児童生徒等の保護者に対し医療費等を給付するものであり、その災害発生の責任を問うものではなく、学校教育の円滑な実施と被災者の救済を目的とするものである。

3 不開示情報該当性について

本件開示請求に係る法人文書の不開示情報該当性は以下のとおりである。

法14条2号該当性

(1) 別紙中、文書12

当該部分には、①特定期間Bの当該学校における特定感染症感染児童数、②特定日L及び特定日Mの罹患者数の内訳、③当該児童以外の特定の個人に関する情報が記されている。①及び②の情報は、一般的には、この情報のみにより特定の個人を識別することはできないものと思われる。しかしながら、特定感染症に感染した児童が在籍する学級の他の児童及びその保護者・関係者等は、周囲の状況から特定の児童が欠席したことを通常知り得るものと考えられ、この情報（人数）と照合することにより、当日誰が特定感染症により欠席したかどうか識別できるおそれがある。特に、児童の少ない学級程その可能性が高く、特定のクラスの特定感染症感染数を開示すれば、その情報からその日誰が特定感染症により欠席したかを特定することは容易である。よって、特定感染症感染数を開示することで特定の個人が識別できるおそれがあることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれ

にも該当しないため、不開示とすることが妥当である。また、今回特定感染症の感染経路が争点となっていることから、この情報を開示することで、感染経路の捜索が行われる蓋然性が極めて高い。学校が作成した資料を保有している当センターの立場としては、特定の個人を識別できるおそれがある以上、当センターからこの情報を開示することはできない。

また、③の情報は、当該児童以外の特定の個人に関する情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人は「特別支援学級 特定組 特定期間Aの氏名を除く日々欠席数。」の開示を求めているが、本件開示請求に係る法人文書の中に記載されているものは上記①及び②の情報のみであり、該当する情報はないことを申し添える。

(2) 別紙中、文書13

当該部分には、学校関係者の氏名印の印影が記されている。氏名印の印影を開示することは、偽造や悪用等により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙中、文書13

当該部分には、学校職員の年次休暇等の私生活に関する情報が記されている。年次休暇は、その事由を限定せず、学校職員の請求に基づいて与えられる有給休暇であり、一定期間に何日取得したのかという情報は、当該職員の健康や私生活の内容にかかわるものである。したがって公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるといえないため、法14条2号ただし書きハには該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

前項までに述べたとおり、原処分で不開示とした部分については、法14条2号の規定に基づき不開示とすることが妥当であり、原処分の維持を求め諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月10日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月28日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人の死亡した子に係る死亡見舞金の支給申請手続に関する書類（本件文書）に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件文書に記録された保有個人情報のうち、文書12及び文書13に記録された別紙の2に掲げる部分の開示を求めている。

諮問庁は、別紙の2①に係る情報は法14条2号に該当し、同②に係る情報は本件開示請求に係る法人文書には含まれていないとして、原処分維持が妥当としていたことから、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、同②に係る情報は、本件開示請求に係る法人文書に含まれているものの、当該情報は同号に該当し、また同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分維持が妥当と訂正する旨説明する。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする、別紙の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書12は、特定小学校における特定期間Bの特定感染症感染状況を整理した文書であり、当該期間における日々の担当教諭の出勤状況、審査請求人の子の登校の状況及び特定感染症感染児童数を整理した表に加え、欄外には、特定の日における罹患者数の内訳や特定の罹患者の症状等が記載されており、このうち不開示部分には、上記表中の特定感染症感染児童数、特定日L及び特定日Mの罹患者の内訳、特定罹患者の動向等が記載されていると認められる。

文書13のうち出欠簿は、審査請求人の子が在籍していた特別支援学級における特定期間Aの児童ごとの出欠状況を記録したものであり、このうち不開示部分には、児童の氏名、日々の出欠状況及び当該学級の日々の欠席数の合計が記載されていると認められる。

(2) 本件不開示部分を開示した場合の支障につき、当審査会事務局職員をして更に具体的に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

特定感染症に感染した児童が在籍する学級の他の児童及びその保護者・関係者等は、特定の児童が欠席した場合において、同じ学級の児童であれば、誰がいつ欠席したかということは当然知り得るものであり、その児童の保護者は、そのことを伝え聞く可能性が高い。欠席した児童の他のクラスの友人等からも、特定の児童が欠席したことはその関係者へ広く知れ渡る可能性もある。

また、特定感染症発症後に要する登校停止期間があることや、特定感染症感染者数が1日当たり少人数にとどまる場合には、人数を開示すれば、誰が特定感染症で欠席したか特定することができる。

欠席理由が特定感染症であれば、予防の観点や他の児童が心配しないように、担任教諭等から欠席理由が直接他の児童に伝えられる可能性もある。仮に、その欠席理由が伝えられなかったとしても、特定感染症に感染した児童は、病状回復後にその病状について、友人等に詳細に話すことも考えられ、特定の日誰が特定感染症により欠席したかという情報は分かり得る。

(3) そこで検討するに、該当する学級の人数、文書12及び文書13のうち出欠簿に係る不開示情報の内容に鑑みれば、本件不開示部分の開示により生じるおそれに係る上記第3の3(1)及び上記(2)の諮問庁の説明は否定し難く、本件不開示部分は、法14条2号本文後段に該当すると認められる。

(4) 諮問庁は、上記第3の3及び上記1において、当該情報は法14条2号ただし書きないしハのいずれにも該当しないと説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

(5) したがって、本件不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件文書

- 文書1 死亡見舞金支払請求書（特定日A付け）
- 文書2 災害報告書（特定日B付け）
- 文書3 死亡報告書（特定日B付け）
- 文書4 死亡診断書（特定日C付け）
- 文書5 死亡見舞金支払通知書（特定日D付け）
- 文書6 災害共済給付金の支払請求に係る照会について（特定日D付け）
- 文書7 死亡見舞金支払請求書（特定日E付け）
- 文書8 災害報告書（特定日F付け）
- 文書9 死亡報告書（特定日F付け）
- 文書10 死亡診断書（特定日C付け）
- 文書11 教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書（特定日G付け）
- 文書12 特定小学校特定感染症感染状況
- 文書13 出勤簿・出欠簿
- 文書14 死亡見舞金支払請求に係る取下げ依頼書（特定日H付け）
- 文書15 災害共済給付金の支払請求に係る照会について（特定日I付け）
- 文書16 死亡見舞金支払通知書（特定日I付け）

2 審査請求人が開示すべきと主張する部分

- ① 特定小学校 特定感染症感染状況 特定日J内の「特定感染症感染児童数」など氏名を除く人数の箇所全て。
- ② 特別支援学級 特定組 特定期間Aの氏名を除く日々欠席数。